

斎藤一人先生 令和3年度 東京都歯科医師連盟褒賞受賞

令和4年1月8日に品歯連盟の斎藤一人監事が、長年の功労を称えられ令和3年度の東京都歯科医師連盟から褒賞を受賞されました。

斎藤一人先生は品川歯科医師会の数々の役員を歴任しながら、品歯連盟では平成11年に専務理事を4年間従事され、続いて理事長を6年間歴任した後に平成29年から現在に至るまで監事の職に就かれ、日々の品歯連盟活動に陰ながらご助言をいただいているます。

長年にわたり情熱をもって連盟活動に関わり、特に理事長としての6年間はリーダーシップを充分に發揮し、各種事業を通じて連盟活動の重要性

を会員に熱心に説きながら組織の強化・伸張に大きく貢献され、監事になられてから今日に至るまでは後進の育成にも尽くされています。これらの長年の功績が評価されこの度の褒賞受賞の運びとなりました。

褒賞の受賞式はコロナ禍の中3月31日に行われた東京都歯科医師連盟臨時評議員会にて、小野寺理事長が斎藤監事に代わってお受け取りになりました事を報告とし、政連理事者一同この場を借りて謹んでお祝い申し上げます。 (西元 肇)



連明 だより

自民党品川総支部 第31回時局講演会 大井町 きゅりあん8F大ホール

衆議院議員選挙の1ヶ月後の12月3日（金）、自由民主党品川総支部主催の時局講演会が、きゅりあんの8階大ホールで開催されました。当日は夜6時半に開演し、石田秀男区議会議員の司会・進行のもと壇上に品川区自民党区議会議員が整列し、各議員の紹介のうち品川総支部長の石原ひろたか衆議院議員の開会の挨拶で始まりました。

講演に先立ち、濱野たけし品川区長、丸川珠代参議院議員の順に現在の品川の区政関連の報告がありました。

そして本日の最初の講演の演者・今井絵理子参議院議員が、自身の聴覚障がいの娘の子育ての経験に絡めて、今の福祉社会と政治のあり方を述べられました。



城南七歯科医師連盟 「日歯連主催デンタルミーティング」

令和3年12月15日（水）、城南七歯科医師連盟「日歯連主催デンタルミーティング」がTMP品川カンファレンスセンターにて開催されました。東京都歯科医師連盟荏原支部 杉原昌実専務理事司会のもと、東京都歯科医師連盟荏原支部 広田政司支部長、来賓として東京都歯科医師連盟 大越壽和会長よりそれぞれご挨拶いただきました。

次の項目に記載させていただきますが、日歯連盟嘱託弁護士 岩佐 孝仁 弁護士、大胡 誠 弁護士より「日常の政治活動と選挙運動」の表題にて、選挙運動の注意事項について、日本歯科医師連盟顧問 山田 宏 参議院議員「直面する課題と私の決意」の表題にて活動報告等、それぞれご講演いただきました。東京都歯科医師連盟荏原支部 星野



二番目の演者は朝日健太郎参議院議員で、プロビーチバレー選手でのオリンピック日本代表だった時のお話や、現在スポーツ議員連盟の事務局次長として、スポーツを通して未来志向の新しい街づくりの提案がありました。



きゅりあんの8階大ホールでは、来場者の接触を避けながらの着席でほぼ全席が埋まり、本田健信区議会議長の閉会で午後8時に時局講演会が終了しました。

（西元毅）

睦代副支部長のご挨拶で閉会となりました。

検温、マスク着用およびアルコール消毒等の感染対策を行い、各地区歯科医師連盟より3名までの参加と人数制限した上で開催となりました。

品川歯科医師連盟からの参加者は小野寺哲夫理事長、大石知孝副理事長、松井亮介専務理事、品川歯科医師連盟会員である日本歯科医師連盟家田隆弘副理事長、日本歯科医師連盟藤井重壽監事の5名でした。

◆日常の政治活動と選挙運動

政治活動には日ごろのロビー活動、後援会活動、選挙運動などがある。選挙運動は公示日（公職の候補者の届出後）から投票日前日までの選挙期間中しか行う事が出来ない為、期間外に運動を行わない様に注意する必要がある。

また、以下3つの要件を同時に記載した文章の

連明 だより

配布、配信は選挙運動とみなされる為、気をつけて記載しなければならない。

1. 特定の選挙において

※「この夏の参議院選挙」の記載でも該当

2. 特定の候補者の為に

3. 当選を得しめる為、投票を得もしくは得しめる目的をもって直接または間接に必要かつ有用な周旋、勧誘もしくは誘導その他諸般の行為をなすこと
※「国会に送り出しましょう」等の記載でも該当

選挙期間中は法定ハガキ、法定ビラ、選挙用パンフレット、SNSを利用した文章にて選挙運動はできるが、SNS以外の法定外文章の送付は選挙違反となる為、注意が必要である。

電子メールについては受信許可の意思確認が必要である。選挙期間直前の出陣式のお知らせは、たとえ慣例で開催日を予測ができてもSNSで拡散しないように注意する。

選挙違反となる事項として以下に記載する買収についても注意する必要がある。

1. 投票買収 お金を渡して投票をお願いする行為
・有権者にお酒や食事の提供、温泉旅行、観劇の招待
・個人演説会、投票所までの無料送迎
※残業代の支払いを約束し、演説会に動員する行為も該当する

2. 運動買収 規定外の報酬を渡し選挙運動員に支払う行為
・法定額を超える報酬、実費を超える名目の支払い
・電話作戦等のバイト代

※参議院選挙区候補者はポスター指定の設置場所があるが、比例選挙候補には指定の設置場所がなく、選挙運動用ポスターの設置委託し報酬を払う行為は違法となる。

◆ 「直面する課題と私の決意」

デンタルミーティングの講師であり、日本歯科医師連盟顧問の山田宏参議院議員は、杉並区長時



代に実行した歯科政策の経験から歯科が全身の健康に最も重要と考え、国家政策においても歯科政策を最重要分野とし推進する事が皆保険を守り、多くの国民の生活を豊かにする事につながると確信し、今後も取り組んで行く決意を示されました。

講演では参議院予算委員会や厚生労働委員会の場において議案を推し進めていく為に効果的な発言をされた事、いつ、どこで、発言すれば政策を通せるか熟知されていて、それらは区長時代から培われた政治家としての能力とおっしゃっていた事が印象的でした。個人的には、重要な場面でしっかりと仕事が出来る非常に優秀な政治家と、あらためて思いました。

最後に山田宏参議院議員の取り組みについて、ご紹介させていただきたいと思います。

- 「歯科口腔医療勉強会」を立ち上げ、歯科医療応援団を形成、歯科の重要性を政府に発信し続ける。
- 2019年～2020年にかけての金パラ高騰による歯科医療の窮状を解消するよう厚生省に働きかけ、金パラ価格改定の新たなルールができ、逆ザヤの解消に努める。
- 国民の生涯を通じた歯科健診の充実のため「国民皆歯科健診実現議連」を立ち上げ、事務局長に就任。
- コロナ対策にも奔走され、会員の皆様に情報提供、相談窓口を設置。
- 「骨太の方針」に歯科を明記させ、それ以降歯科関連の予算は4年で3倍となる。

(松井 亮介)

※「骨太の方針」は政府が示す重要課題、次年度予算編成の方向性といった基本的な方針についてまとめたものです。

連明
だより